

札幌圏都市計画特別用途地区（石狩市）の変更 【 石狩市決定 】

都市計画特別用途地区（石狩市）を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
第一種特別工業地区	約 169ha	主な規制建築物 一般住宅、共同住宅、500㎡超店舗 運動施設、遊技場、学習塾、図書館、 神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎
第二種特別工業地区	約 104ha	主な規制建築物 一般住宅、共同住宅、500㎡超店舗 運動施設、遊技場、学習塾、図書館、 神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎
機械金属・流通関連特別業務地区	約 262ha	主な規制建築物 一般住宅、共同住宅、ホテル、500㎡超 店舗、風俗営業施設、劇場、映画館、 学校、病院、運動施設、遊技場、学習塾、 図書館、神社、福祉施設、公衆浴場、公 害のおそれのある工場、畜舎
情報技術関連特別業務地区	約 70ha	主な規制建築物 一般住宅、共同住宅、ホテル、1,500㎡ 超店舗、風俗営業施設、劇場、映画館、 学校、病院、遊技場、学習塾、神社、福 祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある 工場、畜舎
複合交流機能特別業務地区	約 79ha	主な規制建築物 一般住宅、共同住宅、学校、神社、福祉 施設、公害のおそれのある工場、畜舎
合 計	約 684ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

石狩湾新港地域土地利用計画の改訂案が示されたことに伴い、当該改訂案に即した建築物の誘導を図るため、第二種特別業務地区と第三種特別業務地区の一部区域を再編し「情報技術関連特別業務地区」、第三種特別業務地区の残り区域と第四種特別業務地区を再編し「複合交流機能特別業務地区」、第一種特別業務地区の名称を「機械金属・流通関連特別業務地区」へ特別用途地区を変更します。